

2019年	3月現在
会員数	319人
賛助会員数	17施設

# ソーシャルワーカー

# 協会だより

第115号

■発行：新潟県医療ソーシャルワーカー協会 ■事務局：新潟大学医歯学総合病院 ■発行：平成31年3月

## 巻頭言

「若いも若きも自己実現を求めるもの」私たちソーシャルワーカーに必要な感性



北日本脳神経外科病院（財政部理事） 五十嵐 大助

私はライフワークとして、バドミントンのジュニアチームの監督をしている。平日は職場から体育館に直行し指導後に家に帰れば22時。休日も大会や遠征、自チーム以外の活動としても県小学生低学年の強化部長という重責も若輩ながら担っている。最近の試みとしては理学療法士に練習、大会に帯同してもらい選手のパフォーマンスアップや怪我などの予防に協力してもらっている。これも多職種連携なのか。実は仕事の休日よりもはるかにバドミントンの休日は少ない。

桃田賢斗というバドミントン選手をご存じだろうか？東京五輪で金メダルを期待されている選手である。彼は本来であればリオデジャネイロ五輪でもメダルを期待されていたが参加すらできなかった。理由は違法賭博（闇カジノ）問題だった。無期活動停止処分となり五輪出場の夢も消えたが、再起を図るために社会貢献活動として各地のジュニアバドミントンチームを回った。その時に彼と話す機会があった。「確かに今は辛いですが、僕は前より技術だけではなくて心も成長して子どもたちに憧れてもらうような選手になって、また表舞台に帰りたい」と言っていた。大きな失敗と挫折から前より成長した彼は先日の全英選手権で、日本人男子シングルスで初めての優勝という快挙を演じた。その結果だけを見るとまさしく快挙であろうが、そこまでの過程で彼自身の努力に加えてどれだけ周囲のサポートがあったのか？目に見えない部分にこそドラマがあるはずである。

私も色々な子どもと接する。個々で叶えたい具体的な自己実現（目標）は十人十色である。全国大会で活躍するような子どももいれば地元のローカル大会で1回勝つことが目標の子どももいる。監督という立場からは高い目標をもって競技に挑んでほしいし、叱咤激励もする。もちろん体罰はしていません。

ただ目標を達成できる子どもは本当にごく一部。殆どの子どもが目標に届かず悔しい涙を流す。けれど時間はみんな平等であり競技、練習に励んでいる時間は一人ひとりのかけがえのない大切な成長の糧である。

日々、クライアントと向きあっているわけだが、頭をよぎることがある～「自分の価値観や倫理観を押しつけていないか？」と。一般的や世間的にという言葉を知らずしらず無意識に使っているのではないか？仮に一般論だけでソーシャルワークを行うようになっては、それこそAIにとって代わられる職種になってしまう恐れすらある。

支援を必要とするクライアント自身の力で乗り越えられるように支援する「意思決定支援」「自己決定の原則」を本当にサポートするならばそのクライアントの人生や生き様やドラマを紐解くインタビュー力とその思いを形にする編集力やコーディネート能力が問われる。自己研鑽と振り返りはソーシャルワーカーにとって必須である。

当協会は 60 年を超える歴史を持つ。諸先輩が開いてくれた道が今日にあり、数々の教えを引き継ぎ私たちが成り立つ。個人的に心に残っているものとして現会長：坂詰氏の言葉がある。

「若きソーシャルワーカーこそ曇りなき眼でこの地を見てほしい」という東日本大震災被災地派遣での体験報告での一語だ。これはただ単純に荒れた被災地の現状を見てこいというものではない。個人的な感じ方としては、大切な人や物を失った喪失感や悲しみの中でそれでも生活を紡ぎ、今日よりいい明日を創っていこうとする【人間の強さ】を見てほしいというメッセージだったと思っている。若いも若きも、自己実現を求める。クライアント自身が持つ力をソーシャルワーカーが過小評価をしてはいけない。人が人を支えるのなら、エビデンスにプラスアルファされた感性が必要であり、当協会はそれを欲する面々が集まり高めあえるチームであってほしいと思っている。

## 『弁護士・支援者ほっとライン』取材報告

広報部運営委員 坂井 詩織

新潟県弁護士会が法テラス新潟と協力して取り組んでいる『弁護士・支援者ほっとライン』についてご紹介します。今回は藤田善六法律事務所の原田宏一弁護士から話を伺ってきましたのでご報告させていただきます。

弁護士・支援者ほっとラインは法的な問題を抱えている人（高齢者、障がいのある人、生活困窮者、子ども等）を支援する支援者を対象とし、H27 年 8 月に創設された相談窓口です。この相談窓口では、支援者が法的な問題を抱えている人に代わって、無料で弁護士に相談することができます。

支援者が連絡をすると、受付窓口である法テラスに繋がり相談内容を伝えます。その後、新潟県弁護士会で約 70 名の登録弁護士の中から、内容や地域に応じ弁護士を選定します。おおよそ 2 日以内には弁護士が支援者へ連絡し相談を受けます。電話相談のみではなく、必要に応じ面談相談や個別ケース会議の出席も対応可能です。

年々相談件数は増加しており、H30 年度は 200 件を超える相談件数でした。相談内容は多岐にわたりますが、最近では財産管理や成年後見制度について、借金返済等の相談が多いと感じているそうです。相談者は地域包括支援センターや行政（高齢介護、生活保護担当課等）、介護事業所の順で多く、病院からは 10 件程の相談がありました。新潟県弁護士会としては、病院を含め多くの機関に活用していただき、弁護士も支援の輪の 1 つとして繋がりもちたいと話されていました。

原田弁護士から支援者の皆さまへ「ちょっと聞いてみたい、ちょっと分からないことがあれば、まずは電話を下さい。弁護士・支援者ほっとラインを利用して良かったと思ってもらえます」と伝えてほしいと承ってきました。

弁護士は敷居が高い、相談しにくいと感じる方もいるかもしれませんが、弁護士が支援に入ることによって問題解決や支援がスムーズに行えることがあります。弁護士・支援者ほっとラインは、支援者にとっても対応に問題ないかアドバイスをいただくことで、法的根拠に基づいて支援を行うことができるという利点もあります。まずは支援に迷ったら、是非 1 度相談してみてください。



『弁護士・支援者ほっとライン』のパンフレットが必要な方は新潟県弁護士会へご連絡下さい

連絡先：025-222-5533

## 新人研修（第2回）報告（H30.11/17）

柏崎総合医療センター 松田 昌史

保健医療の現場といえば、傷病や障害により、生活に機能不全をきたし、様々な困難や不安に直面している人々が多くいる場です。今回の研修では当協会副会長の阿部葉子氏より「保健医療分野にソーシャルワーカーがいる意味」をテーマにご講義をいただき、医療ソーシャルワーカー倫理綱領や医療ソーシャルワーカー業務指針に立ち返り、医療ソーシャルワーカーの価値について再認識することができました。具体的には、医療ソーシャルワーカーは、傷病や障害による生活上の困難や不安が発生した時期からソーシャルワーク援助ができることに価値があると考えます。傷病や障害により、生活に困難が生じたクライアントに対し、傷病の背景や社会的・心理的問題などを踏まえながら退院後の生活再設計を援助する、といった医療ソーシャルワーカーの役割から価値について考えることができました。

また、研修の中で、自らが理想とするソーシャルワーカーについて考える場面があったことも印象に残っています。私は、自らのソーシャルワーク実践に根拠を持ち臨むことを意識しています。研修の場面で、ソーシャルワーカーとしてのアセスメントの重要性に触れたことや患者・家族理解について学んだことを踏まえ、自らが専門職であることを自覚しながら、言動の根拠を示せるような専門的知識の習得に努めたいと感じました。

今回の研修では、保健医療分野にソーシャルワーカーがいる意味について確認しながら、自らが目指そうとしているソーシャルワーカー像についても、より具体的にイメージができたことから、有意義な研修会であったと実感しています。今後も自らが理想とするソーシャルワーカーに近づけるよう自己研鑽に努めます。

## スキルアップ研修会「相談援助職の記録の書き方」報告（H31.1/27）

長岡赤十字病院 名古屋 健一

今回の研修は、今まで学びの機会が少なかった「記録」について学ぶことができ、とても有意義な研修でした。私たちMSWにとって記録は、自分自身が見返すためのものに限らず、第三者にMSWの存在意義を証明し、情報共有を目的とするツールとして業務の効率化につなげられるものと考えました。一方で、記録内容に注意を払わなければ、記録が思いがけないリスクをもたらすことになりかねないと気づかされました。

八木先生の講演で「本当だからといって書いていいことにはならない」という言葉が印象に残りました。これまでに起こったカルテ開示請求事例の概要を通して、自分の記録は常にリスク要因になってしまう恐さを感じました。今までの記録は、支援が大変なケースほど詳細に inputs し、自分自身が経過について忘れないようにすることや、他の支援者とより多く情報共有することを目的に inputs してしまうことがありました。開示請求された場合まで頭が回らず、事実に基づき記載してしまったことがあるかもしれません。しかし、それではリスクマネジメントできていないことを痛感しました。記録した内容は、利用者や家族に開示できるものになっているか、クライアントの支援計画に本当に必要なものになっているか等、病院外の人にも見られるものだと常に自覚し、その都度適切な内容かどうか評価していくことが必要だと考えます。忙しい日常業務の中だからこそ疎かにしない、保存する前には必ず一度見返すことをルーチン化していきたいと思えます。普段から適切な記録を残すことでリスクの発生を防ぎ、自分の身や所属組織を守ることにつながるのではないかと考えます。

## 新人研修（第3回）報告（H31.1/26～1/27）

桑名病院 藤井 楓

平成30年1月26日、27日に開催された新人研修に参加させていただきました。スーパービジョンを主なテーマとして新潟医療福祉大学の河野先生からご講義をいただきました。1日目はいくつかのエピソードをまじえたお話を伺うことができ、クライアントがなぜその言葉を発したのか言葉だけでとらえるのではなく、クライアントの思い、立場、状況、それまでのクライアントの関わり方はどうだったのか、信頼は薄かったのか、強すぎたのかを考えなければクライアントの理解はできず、間違った支援につながります。「援助者としての私」として自分の役割を考えた行動をすることが大切であり、「人としての私」を切り替えなければいけないことを再確認できました。午後のグループスーパービジョンでは臨床像をとらえることをポイントにアセスメントし、クライアントの背景やMSW支援について話し合い、図にして形にしていく作業をしました。様々な病院で役割の違うMSW、介護老人保健施設の支援相談員と話し合うことで、自分とは異なる視点や、よりよい意見をきくことができとても勉強になりました。

2日目のグループスーパービジョンではメンバー内の事例でどうすればよかったのかを一緒に検討しました。私は外来の通院患者さんと関わった事例にしました。自分の中で、これでよかったのか、どうするべきだったのか複雑なままで終わったケースでしたが、バイザーの方やメンバーと検討し、介入したクライアントの「今」をどうにかしようとするのではなく、次につなげることもMSWの役割の一つであることを学ぶことができました。また、事例説明をするときに自分の言葉で説明する難しさを感じ、うまく説明できない場面がありました。普段の業務から言語化することを意識し、わかりやすく正確に伝えることができるようにしたいと考えました。他のメンバーの事例でも今後起こりえるケースとして一緒に考え、悩むことで学ぶことができました。今回の研修でも学んだことが多くあり、課題に向かって取り組んでいこうと考えました。

介護老人保健施設 悠遊苑 阿部 希

今回の研修では、グループスーパービジョンを行い、自身の事例についてバイザーの方からアドバイスをいただきました。私自身、日々利用者さんやご家族と接する中で、現実と本人・家族の希望がそぐわないことが多々あり、どうしたら希望にそえるだろうかと悩むことがあり、事例検討にあげさせていただきました。そこでバイザーの方より、ワーカーの役割にもできることとできないことがあるが、まずは希望・思いを受容し、共感することが大切だとアドバイスをいただきました。希望を叶えることが難しくても、まずは受容・共感し、寄り添いながら少しでも希望に近づけられるように、利用者さんやご家族と一緒に考えていきたいと思いました。そのためにも、多職種と情報共有や意見交換を行い連携がとれるようにしていきます。

また、アセスメントの重要性について改めて学びました。情報収集は、支援をしていくために重要であるとともに、とても難しいものであることを実感しました。今後、情報収集する際には、今わかっている情報は何か、不足している情報は何か、自身で整理し根拠をもってアセスメントをするように意識したいと思います。

今回の研修で、同じ経験年数の方々と学ぶことができ、とても刺激になりましたし、基礎の部分を変更して学び考えることができました。ワーカーの役割とは何かを常に考えながら、研修で学んだこと、感じたことを忘れないように、日々の業務に取り組みたいと思います。

### 編集後記

今年度は、協会だよりは紙面発刊2回、MSW協会ホームページに3回掲載しました。

協会だより111号、113号はMSW協会ホームページ（広報部からの連絡⇒協会だより）に掲載しています。

広報部理事：和田健治 今井一徳